平成３１年４月８日

滋賀県立栗東高等学校
　在校生保護者の皆様

滋賀県立栗東高等学校
校長　　西　藤　　仁

栗東高等学校における教職員の働き方改革について（お願い）

春暖の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。平素の本校教育へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

さて、昨今、各種の労働現場におきまして「働き方改革」の必要性が叫ばれております。学校という教育の場におきましても、児童・生徒との効果的な関わりを進めるための教員の時間的・心理的余裕が求められるとともに、教職員の健康管理のための勤務時間管理が必要となっております。

もちろん、補習や部活動などの各行事や事業などについては、生徒の成長に欠かせないものとして取り組んでいるところです。生徒の活動の保証や健康面への配慮、また他の高等学校の状況も把握しながら、栗東高等学校として効果的な方策を検討してきたところです。

つきましては、下記の三点を栗東高等学校教職員の「働き方改革」として実施させていただきたく存じます。何かとご不便をおかけすることもあるかと存じますが、保護者の皆様にはご理解とご協力をお願い申しあげます。

ご質問等ございましたら、栗東高校（代表 tel 077-553-3350）までご連絡ください。どうぞよろしくお願い申しあげます。

記

実施項目

１　代表電話の勤務時間外留守電化

教職員の勤務時間は 8:30～17:00 です。

また、ダイヤルインの電話も午後６時までにお願いします。

２　教職員の定時退勤日

毎週月曜日を定時退勤日とし、基本的に１７時に退勤します。

３　部活動の休養日の設定

生徒の健康面等に配慮しながら、競技特性や大会日程、勉強との両立などを検討し、各部活動ごとで計画的に休養日を設けます。

実施期日　　平成３１年度より